

## 令和4年度 第1回 三島市青少年問題協議会 会議録

- 1 開催日時 令和4年7月20日（水） 午後1時30分～午後2時45分
- 2 開催場所 三島市民生涯学習センター3階 講義室
- 3 出席者
  - (1) 会長 豊岡武士三島市長 欠席のため、副会長として西島玉枝三島市教育長
  - (2) 委員 川原章寛三島市議会議長、長橋浩幸三島警察署生活安全課長、鈴木真三島市校長会会長、鈴木敏彦静岡県立三島北高等学校長、石垣智博静岡県立三島長陵高等学校長、石井芽久美三島市自治会連合会副会長、長谷川光宏三島地区保護司会副会長、宮川紀代美三島市民生委員児童委員協議会会長、加藤智彦三島市民生委員児童委員協議会理事、吉田稔子三島市PTA連絡協議会家庭教育委員長、浅井由美子三島市交通安全保護者の会連合会会長、宇田由紀子三島市中央女性学級運営委員、日置麻美放課後児童クラブ保護者会代表、尾崎則子いきいき友の会副会長、森章子三島市地域活動連絡協議会会長、上條猛ボーイスカウト三島地区協議会会長、宍倉睦美ガールスカウト伊豆地区協議会地区委員長、服部光弥三島市青少年健全育成会監事、足立博通三島市スポーツ少年団本部長、西島玉枝三島市教育長、臼井貢三島市健康推進部長、水口国康三島市社会福祉部長、鈴木佳憲三島市教育推進部長
  - (3) 事務局 若林生涯学習課長、稲木女性青少年係長、上田指導主事、古屋主任、武藤副主任  
鈴木隆幸文化振興課長、高田紀彦福祉総務課長、渡邊由美子育て支援課長、大工原由希子健康づくり課母子保健係長、齊藤知穂スポーツ推進課主幹
- 4 会議の公開・非公開の別 公開
- 5 傍聴人の人数 0人
- 6 副会長選出（会長である豊岡武士三島市長が欠席のため）

三島市青少年問題協議会設置条例 第3項の第1項、2項によりまして会長は市長が務めることになっていますが、本日市長は、スポーツ庁主催の会議に出席のため欠席となり、本来であれば、同条例の5条によって、副会長は互選することになっておりますが、事務局案にて、教育長を副会長に選出することにつきまして、ご承認いただきたいと思います。いかがでしょうか。

異議なしの声がありましたので、本日は、副会長として三島市教育長が、会長の代理を務めさせていただきます。

7 委嘱状及び任命書交付 委員を代表して川原章寛三島市議会議長に委嘱状を交付

8 会長あいさつ（代理、西島教育長）

本日は、令和4年度第1回となります三島市青少年問題協議会を開催させていただきましたところ、委員の皆様方には大変、ご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年、改選の年にあたり、皆様には快く委員をお引き受けいただきましたこと、このことにつきましては重ねて御礼申し上げます。また、皆様方には、日頃から青少年の健全育成をはじめ学校教育、市政各般にわたり、ご理解、ご協力を頂き心より感謝申し上げます。この協議会は、「地方青少年問題協議会法」に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について必要な調査、審議、連絡調整を目的に開催するものです。さて、昨今の子どもたちの人口状態ではありますが、総務省によりますと令和4年6月1日現在の15歳未満の子供は、1,460万。前年比22万人の減ということでございます。今後も減少が続くことが予想されますことから、少子化の進行は深刻な社会問題となっているところでございます。

三島市においても今年5月31日現在15歳未満人口は12,728人前年比422人の減となっており、いうまでもなく次代を担う子どもたちは、明るい未来を描く三島の宝であり、後ほど各課報告を申し上げますが、本市は子供たちが健やかに成長することができるよう、子育て支援や青少年健全育成事業を行っており、また、地域の中で子供たちを育てるといふ考えのもと、地域の方々のお力をいただきながら、「地域学校協働本部事業」を各小中学校で実施し、子ども達の安全確保、豊かな心の育成、学級支援等子どもたちの健やかな育ちに寄与していただいております。誠に感謝の気持ちでいっぱいでございます。

さて、本日は、スマホ安心アドバイザーの石井さんをお招きしての研修、及び、三島警察署管内の状況等について、お話をうかがう事といたしております。その後、皆様には忌憚のないご意見を多くお寄せいただきたい所存でございます。

子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援のためには、地域、家庭、学校、行政など社会全体が一体となった取組が肝要であります。皆様には、ぜひ、より一層のお力添えを賜りますよう御願ひ申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

9 次第4の研修「スマホ・SNSトラブルやいじめなどについて」

講師： 三島スマホ安心アドバイザー 石井 幸子 氏

（事務局から）昨年度、第1回の青少年問題協議会で実施いたしましたアンケートの集約から、ネットトラブル、SNSの利用者被害、ネット依存問題等への関心が多く寄せられておりました。第2回の協議会では、このことをテーマに研修会を実施する予定でしたが、コロナ禍のため、やむなく中止いたしました。このことから、今回は前回予定していた内容を、研修のテーマといたしまして、会議を進めさせていただきます。例年とは異なる

り、青少年育成保護事業の報告につきましては短縮させていただきますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

(研修)

三島スマホ安心アドバイザー 石井 幸子 氏

今日は、スマホ、SNSのトラブルやいじめなどについてお話をして参ります。

今日お話しする内容です。たくさんの内容なんですけれども、ぜひ聞いていただきたいので、駆け足で進めて参ります。

皆さんにお配りしている資料には、今日行う内容の大切だと思われるところが載っています。すべてではないということをご承知おきください。

インターネットが普及して、時代が急速に変わってきています。

昔はインターネットイコールパソコンでしたが、今はスマホ、タブレット、テレビ、ゲーム機など、様々なものからインターネットに接続することができます。また、以前は、テレビやラジオなど、自分たちが一方的に情報を受け取るだけだったものが、今は自分で気軽にSNS等に情報発信できるようになりました。

つまり、責任が個人に移ってきています。

今の子どもたちは、最初からそのスマホを手にする時代です。手軽に、何でもできてしまうことから、様々なトラブルが起こってきています。

インターネットやスマートフォンは、安全に正しく使うことができればとても役立つ便利なものなんです。けれども、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけになったり、誹謗中傷やいじめの温床になるなど、残念な事例も起きています。子どもたちが被害を受けるだけではなくて、加害者になってしまうケースも起きています。

保護者は、子どもたちの方が詳しいからというんですけれども、それは技術的なことだけで、子どもは世の中のことを知らないです。

車の運転と同じで、メリットがある反面、多くの危険をはらんでいることを、段階を踏んで指導していく必要があるんですけれども、今は技術の方の発展が早くて、法律も整備されていない状況です。

4月からは、成人年齢が18歳に引き下げられたので、高校生には特に注意が必要になってくると思います。

今日はこの中で、主なトラブル事例とその対処法の一例をご紹介します。いこうと思います。

最初に、相談のネット依存についてです。

ネット依存には、動画を見たり、ネット検索をしたり、自分では止められなくなってしまふというコンテンツに依存するものと、止めたいのに、周りの人に申し訳なく感じて止められないといった繋がり依存するものがあります。

ネット依存はなってしまうと、昼夜逆転や取り上げようとすると暴れだしたりするので、とにかくならないようにすることが大切になってきます。

ネット依存にならないためには、時間を決めて使うことです。今は時間制限などのサー

ビスがあるので、それを利用して利用をコントロールすることもできます。

もし、ネット依存になってしまった場合は、全国では、千葉の久里浜医療センターが専門の病院ですけれども、なかなか予約が取れないそうです。久里浜医療センターのホームページには、ネット依存の診断や対処法などが掲載されています。

次に、オンラインゲームトラブルです。

オンラインゲームを止められない理由には、チームのみんなに悪いと思ってしまうことがあります。ゲームの時間の待ち合わせをしていたり、チームで戦っていると、自分の役割ができて、抜けられなくなってしまうのです。

対策としては、タイマーをセットして、保護者の方が声をかけてあげたり、時間になったら機材を預かるようなルールを最初から作っておくことが大切です。

ゲームをやっていると、アイテムがないと勝てなかったり、次に進めなかったりするるので、そのアイテムを買いたくなります。

それが課金です。

課金トラブルでは、知らないうちにおうちの人のクレジットカード情報を使ってゲームのアイテムを買ってしまって、とんでもない金額の請求が来てしまう事例が、実際に三島市でも起きています。クレジットカードを子どもが使った場合、親の管理責任が問われるので、幾ら未成年者であっても、未成年者取り消しをすることは難しいんです。本人が意図してなくても、クレジットカードや、携帯電話料金支払用のキャリア決済というものを使う可能性があるのです。保護者が上限額と、毎月の明細書を必ず確認することが大切です。

市民生活相談センターに寄せられる中学生の相談で多いのが、架空請求、不当請求、インターネットショッピングです。

架空請求では、アダルトサイトの料金が未納になっている。放置すると法的措置をとる。大手通販サイトの事業者名をかたって身に覚えのない料金を請求されたというような相談があるそうです。

不当請求では、突然登録完了というメッセージとともに、利用料金の請求画面が表示されたけど、利用料金を請求されることは無いかな、という相談があるそうです。

三島市でも、5月に70代の方が1,260万円の被害がありましたけれども、ワンクリック詐欺やショートメッセージサービス、SMSというものですが、そのSMSを使った詐欺は「脅し」なので、簡単に信じないということが大切です。

ショートメッセージサービスに、例えば芸能人の名前を語ってメールが来たり、お荷物を届けに上がりましたが、不在のために持ち帰りました、という、不在連絡のメールや、重要なお知らせという題で、惑わすようなメールが来る場合があります。

皆さんも受け取ったことがあるでしょうか。

そのメールの文の下に書かれているURLをクリックすると、フィッシングサイトという、本物そっくりの店のサイトへ誘導されて、クレジットカード情報等の重要な個人情報盗み取られたり、身に覚えのない請求をされることもあるので、とにかくURLをクリックしないようにすることが大切になってきます。

対処方法としては、連絡をしない、支払わない、とにかく無視をしてメールを削除して

おくといいと思います。

インターネットショッピングでは、安く販売されていたものを買おうとして指定された口座に代金を振り込んだが商品が届かない、電話も繋がらなくなってサイトもなくなってしまって、連絡が取れないという相談があるそうです。

対処方法は、所在のわからない業者では買い物をしないように、インターネットショッピングというのは、クーリングオフ制度がありません。フリマアプリですけれどもこれも個人間取引となって、何かあったら自己責任というリスクを伴う取引であることを認識した上でサービスを利用することが大切です。

最近急速に出てきたトラブルに「投げ銭」があります。

ネット上のダイバーと呼ばれる、お気に入りの人や、コンテンツに対してクレジットカードや、コンビニなどで手に入るプリペイドカードを使って、お金やスタンプを投げ入れるシステムです。これはよく外でストリートミュージシャンが箱を置いて、見ている人にお金を入れてもらうような状態を、想像してもらうとわかりやすいかと思います。

今これを小学生でもやっているっていう状態だそうです。お気に入りの人から名指しで感謝のコメントをもらえたり、課金額に応じた特典があったり、どんどん額がエスカレートしていきます。高校生が親のカードで700万円使ったケースもあるそうです。

ネットへの投稿が、思わぬことになってしまう場合があります。

ふざけてバイトでお店のものを頭に載せたり、線路へ降りて自分の写真を撮ったり、レストランの噴水状に出るチョコレートをストックで吸ってしまったり、自分たちで写真を撮ってネットへ投稿して、それが拡散されてしまい、バイトテロとか、バカッターなどとニュースになったりしました。投稿した人たちは、多分これが面白いと思って、気軽に投稿してしまったんだと思いますが、後でお店から訴えられたり、家族までや嫌がらせを受けたりしました。

たった一つの投稿により、自分の人生が変わってしまいます。

15秒ほどの歌ったり踊ったりした動画をアプリを使ったりしてネットへ気軽に投稿している人がいます。SNSの「いいね」が欲しいために、だんだん過激な投稿になったり、見ている方もお友達の華やかな投稿に嫉妬心を覚えたりします。

子どもたちは、自分は気をつけてるからって言いますが、見た人がインターネット公開のSNSへ載せてしまう場合があります。そうすると、世界中の人に広がってしまって、自分では削除できず、大人になっても、その写真や動画がネット上に残ってしまうことになります。

SNSに自分のことをあからさまに投稿している人もいます。

匿名でも、プロフィールとしてインターネット公開すると、書いた人がわかってしまうことがあります。学校名や写真、内容から、個人が特定されてしまい、ストーカー被害に遭って引っ越さなければならない場合もあります。

自分の情報や写真を安易に載せないように、言うことが大切になってきます。

この2枚の写真から何がわかるかちょっと想像してみてください。

例えばこれがSNSに載っていたとします。スマートフォンで見るとスマホでは、画面を指で大きくできることにも注意をして見てください。

これは中学校の教材なんかで使って、考えてもらうんですけども、今回も回答の方を先に言っていってしまいます。

この写真だけで、幾つもの情報を得ることができます。

最近では、ピースサインから指の指紋を盗まれたり、鍵の番号からスペアキーを作成されて、家に入られたり、思いもよらぬトラブルが発生しています。ちょっと見えづらいんですけども、撮影者がパソコンの前にあるスマホの画面に映ってしまっています。

芸能人がSNSに投稿した写真の瞳に映っていた景色、自分の写真の瞳に、前に映った景色ですねそこから、自分の家を特定されてしまって、ストーカー被害に遭う事件が実際に起こっています。

左下には名簿があって、スマホで拡大すると住所や電話番号等の個人情報がわかってしまいます。

Bの写真からもわかりやすいものは撮影場所です。

三島市民生涯学習センターで撮影されていることから、ここの正面玄関のところにいたことが推測できてしまいます。他にも、ポストや電柱、マンホールにも地名が載っているので、映すときには、背景にそれが入らないようにすることの注意が必要になってきます。真ん中の人を持っている封筒を拡大すると、宛先が見えてしまいます。

たまたま通りかかった人が他の人の写真に写って、知らないうちにSNSで日本中どころか、世界中に広がってしまうことがあります。

このように、自分はスマホを持っていないからと言っても、スマホを持っていなくても被害に遭うことがあるんです。

スマホで撮影した写真からわかることはこれだけではありません。

皆さんは位置情報というものを知っていますか。スマホの位置情報をオンにした状態で写真を撮ると、撮影時間や場所、緯度経度などの情報が写真に埋め込まれています。

最近では位置情報入りの写真をアップすると、自動的に位置情報が削除されるSNSが多いんですけども、先ほどのクイズのように、位置情報をオフにした写真だったとしても、周りの建物や風景から撮影場所を推測されてしまいます。

このように、スマホで撮影した写真や動画を公開することで、思わぬトラブルが発生することに注意が必要です。

他にも「成りすまし」といって、大人が子どもに成りすまして誘い出しトラブルに遭うことがあります。ネット上で友達になって、何カ月かやりとりを重ねて、相手を信用させたころに会おうと言ってくる場合があります。会いに行ったところ、暴力を振るわれたり、お金を取られたり、最悪の場合には命を取られることもあります。

昨年9月に、大津市のNPO法人が小6、中2、高1の女子、中2の男子生徒という4人の設定で、Skype（スカイプ）というアプリに登録して、交流相手を募ったという実験を行いました。

そのときには、9時間で合計160人からアクセスがあって、裸の写真を送って等、性犯罪に巻き込まれてしまう内容が多くて、小6役には他を見せてなどの要求が相次いだそうです。

このように、インターネット上の相手は、いい人ばかりではないということも子どもた

ちに伝えておく必要があります。

面白半分のいたざらごころで投稿したものが、将来の就職や結婚の時に名前で検索をされたり、いろいろな場面で影響が出てくる可能性があります。小学校、中学校、高校生の頃のふざけた登校もずっと残ってしまうんです。

いざ、就活の時に消そうと思っても、自分が載っているものをすべては消せない可能性があって、今では顔で検索もできるので、他の人の投稿から自分の顔が出てきてしまうこともあるんです。

機器が複雑になってきています。送った内容が消えてしまうアプリを利用して、闇バイトや麻薬取引等の犯罪に使われることもあります。

最近では、スマホに情報を集中させていることから、設定に気をつけていかないと、自分の情報が知らない間に、漏れてしまう可能性があります。

l i n e (ライン) を使っている人が多いと思いますが、ラインでは、「情報の提供」という設定があって、最初の設定ではオンで、自分の情報が提供されるようになっています。

なので、これらをオフにしたり、その他にも、オン・オフの設定をはじめにしておく必要があります。

このところにちょっと気をつけていただきたいんですけども設定でほとんどオフにしてくださいっていうのがあの資料の方にあるんですけども、ただ、このところにあるレターシーリングっていうのがありますが、このレターシーリングというのは、「暗号化」という意味なので、これは必ずオフにしないで、オンにしておいてください。

資料の方に設定方法を載せてあるので、使っている方は後で確認をしてみて、オン・オフを切り換えてください。

ちょっと、ここから内容的に難しいことになって、ちょっとお話しするんですけども、ただ、知っておいておいて欲しいのでお話をさらっとします。

ソフトやアプリは公式ストアから入れるようにしてください。スマートフォンの場合、大きく分けて、i P h o n e (アイホン) とA n d r o i d (アンドロイド) という機種があります。i P h o n e 以外はA n d r o i d と考えてくださっていいです。

i P h o n e は公式ストアのA p p S t o r e (アップストア) 以外からアプリを入れられない仕組みになっているんですけども、A n d r o i d の場合は、グーグルプレイ等の公式ストア以外からもアプリをインストールすることができるので、ウイルス感染したり、情報を吸い取られてしまうことがあります。そうならないようにするためには、A n d r o i d では、アプリのインストール時に、不明なアプリと表示されるものはすべてセキュリティ上危険なものだというふうに判断してください。

アプリは公式ストアからのみ入れるようにして、その他の場所から入れることは避けるようにした方がいいです。

小中学生は1人1台タブレットで、W i F i (ワイファイ) を使うことが、今あると思います。W i F i というのは、無線LANの一種で、ワイヤレスでデータの送受信ができるシステムのことです。

皆さんも、駅やホテルなどで使える公衆W i F i 、ご存知だと思うんですけども、公

衆Wi F iは安全とは限らず、通信内容を盗み見られてしまったり、侵入されて、遠隔操作をされることもあって、自分が被害者ではなくて加害者になってしまう恐れがあるんです。

また、自宅に今Wi F iがある人も多いと思うんですけども、その自宅のWi F iの暗号キーを家族以外に教えると、それが漏れて、盗聴されたり、他の犯罪に使われてしまうことがあるので、家のWi F iの暗号キーは、家の鍵と同じという感覚を身につけるといいと思います。

利用規約では13歳未満は使用できないSNSが多いです。

けれども、このことを知らない保護者がとても多いです。ユーチューブでは、利用規約では13歳以上で、親または保護者によって有効にされていればご利用いただけますとあり、ラインは、l i n eの推奨年齢は12歳以上で、利用規約には、お客様が未成年者である場合には、親権者等の法定代理人の同意を得た上で本サービスを利用してくださいとあります。

つまり、利用規約では、保護者の責任となっています。

多くの子どもが見ているY o u T u b e（ユーチューブ）でも、性的な内容を含む大人向けの広告が増えています。アナと雪の女王のエルサを使って、「エルサゲート」という悪質な動画がたまにまじっていることがあるんです。エルサやアンパンマンなど、子どもに人気のキャラクターを使っていて、一見普通の子ども向け動画なのに、暴力的や性的な内容の動画であることから問題になっています。

G o o g l e（グーグル）側でも削除しているんですけども、子ども向けに作られたY o u T u b e K i d s（ユーチューブキッズ）でも確認されたことがあって、100%ではありません。削除が追いついていないです。そのため、動画を子どもに見せっ放しにしないよう、保護者が注意をする必要があります。

子どもだけではなく、大人も無料という言葉に惑わされています。

そもそも無料の目的って何でしょうか、企業は儲からないビジネスは行いません。

そこには何らかの採算がとれるシステムが存在し、私たちが見えないところでお金が回って提供されているわけです。個人情報を集めるためなど、無料であることには必ず理由があります。無料だからこそ、気をつけるようにしたいです。

いろいろなコミュニケーショントラブルからいじめに発展することがあります。

実際に三島市であったメールでのトラブルです。

かわいいよねという意味で、「ハナコちゃんてかわいくない(๑)？」とメールで送ったつもりが、「はてなマーク」をつけ忘れてしまって、「ハナコちゃんてかわいくない(๒)」と正反対の意味になってしまいました。

他にも、みしまるくんって「おかしいよね」と「面白いよね」と言うつもりが、「変だよね」ととらえられて、トラブルになったというケースもあります。

グループチャットで、

A「この間の野球部地区大会の決勝で3対2で負けたんだって」

B「残念だねー」

A「最後、キャプテンCが、2アウト二塁三塁で三振して試合終了！！」



- C「緊張してたかもしれない、ごめん(^\_^;)」  
D「キャプテンなんだから何とかできなかったの？」  
C「うーん・・・」  
D「そこで何とかするのがキャプテンだろう」  
E「キャプテン返上だな」  
A「でも、一生懸命やったんだから、甘いよ」  
E「試合は勝たなきゃ意味ないよ！」  
D「実力じゃなく顧問の先生のひいきだよ！交代！交代！」

あなたがBさんだったら、どう書きますか？

と考えてもらうために、中学校ではこのスライドを使っています。

最初は、普通の会話だったのは、だんだんエスカレートして、1人を責めている状況になっています。このように、初めは、いじめようとしていなくても、グループチャットだと、結果として、いじめになってしまう場合があります。

昨年、町田市の小6の女の子が、学校のタブレット端末のチャットなどで、いじめられて自殺するという事件が明らかにされました。

面と向かって言えないようなこともメールだと書いてしまうので、言葉がきつくなります。悪口、写真、動画でのいじめ、グループでの仲間外し、メールをブロックしたりと、様々ないじめがあります。

スマホがない時代は学校での人間関係は家に帰れば終わっていたんですけども、今は家に帰ってからも続くので、ずっと束縛されている状態になります。

SNSやグループを使ったトラブルやいじめは、外から見えないので、発見が遅れがちです。子どもの食欲が落ちたり元気がなかったり、また会話から変化に気づくことが、早期発見に繋がります。

対処方法としては、SNSの画面やコピーや録音等で証拠を集めて、恐れずに専門の窓口にご相談することです。

また、スマホを持っていることによって、書かれたことがずっと気になって心が休まらないので、スマホの電源をオフにしたり、そのSNSは見ないようにして、家族で楽しい時間を持ったり、学校以外の別の居場所をつくることも対処法の一つです。

被害に遭わないためには、フィルタリングをかけましょう。18歳未満は法律でフィルタリングをかけることが義務づけられています。

4月に内閣府が出した諸調査では、フィルタリング利用率は、小学生で約6割、中学生で5割半ば、高校生で約4割となっています。

インターネットは、普段生活している世界とは別の理（ことわり）を持って、距離がない世界なんです。

日本の常識で猛獣のいるサバンナに行ったら危険なのと同じように、ルールが違い、自分を守るものがない世界です。

最初を買う時に親子で話し合っってルールを決めることが大切です。

困ったときの相談先です。情報セキュリティに関する技術的な相談を、IPA情報セキ

セキュリティ安心相談窓口を4月から案内しています。直接は助けてもらえない場合もありますが、セキュリティ技術者が話を聞いてくれて、問題の切り分けと解決に向けたアドバイスをもらいます。

昨年7月からは、三島市教育委員会青少年相談室で相談のメールでの受け付けを開始しました。どこに相談したらいいかわからない場合は青少年相談室を案内しています。

誹謗中傷写真や動画等の削除依頼は法務局でも行っています。

ただ、自分で投稿したものについては削除依頼が難しいので注意が必要となってきます。削除依頼は削除命令ではないので、相手が応じない場合は裁判を起さなければならぬので、普段から気軽に投稿しないようにすることが大切となります。

私の方からは以上で終わります。

#### 教育長

それでは、質疑応答に入りたいと思いますけれども、何かただいまの研修の内容について、ご質問等ございましたら承りたいと思います。

#### 委員

小学校、中学校、高校と、石井さんほか三島の少年サポートセンターの方とかが、研修を行っていただいております。

それがどこまで浸透しているかってことが心配なのですが、私たちも高齢の部に入るもので、そのスマホ教室とか、あとカフェとかのスマートフォンの取り扱いとかいうことで、オン・オフのところは全然わからなくて、いいんじゃない、オフにしておけばってというような感じで、この間、練習をさしてもらったんですけども、今日、私はわかっているつもりですけど、こんなに恐ろしい、人生を変えてしまう、今の時代のこの機械の発達っていうのが、私たちもいろんなところへ行って、こういうことありますよってことありますけど、やはり石井さんみたい感じに、もう、どしどし、どんどん、こういう教室を開いていただいて、浸透するようにしていただきたいなと思っていました。

#### 教育長

はい、ありがとうございます。

やはり広めていくというふうなこと、知識を広めていくということが大事だということでございます。ありがとうございました。

それでは、本日、他の内容もございますので、先へ進みたいと思いますけれども、石井さんも本当にありがとうございました。

青少年、或いは一般の方々にやっぱりこのような危険が進むということを広く広報していただけたらありがたいかなと思います。今後ともよろしくお願い申し上げます。

#### 10 次第5 報告・協議事項「青少年育成保護事業報告について」(事務局)

お手元の令和4年度第1回青少年問題協議会、ホッチキス2カ所で止めてある、42 ペ

ページほどある資料の方をご覧ください。

令和3年度の事業報告並びに事業成果及び、令和4年度の事業計画の方も、今回お配りさせていただきます。

最初に、1ページ目、教育総務課ですが、青少年育成保護に関する事業については、「放課後児童クラブに関する事業」について載せていただいております。

3年度には、2年度から整備をして、昨年度から受入可能児童数を拡大したことが記載されていまして、事業成果が挙げられているところになります。

その下の令和4年度の事業計画につきましては、後段のところに書いてありますように、引き続き整備を行うのですが、6年度からは、児童クラブの運営主体を民間事業者へと移行すべく、今事業者の選定を進めていくということを書かれております。

こちらにつきましては、ご質問もありましたので最後に、そのご質問に沿って教育総務課の回答をさせていただきたいと思っております。

次に、学校教育課ですが、ページをめくってもらいますと、2ページ目になります。

(以下、報告事項のため、割愛、資料をご参照ください。)

最後に、事前に送付いたしました資料では「令和3年度の事業報告並びに事業成果」だけでしたが、質問が2点ほど出てきましたのでそれについて、回答させていただきたいと思っております。

まず一つ目につきましては、「放課後児童クラブについて」として、『応募する業者向けの情報は主で、利用者（市民向け）の説明が不足していると思う』というご意見をいただきました。

こちらにつきましては、教育総務課から「市の放課後児童クラブは、現状で、支援員の各確保不足等から、入会できない児童がいることや、開館時間の延長が難しいなどの問題があることから、令和3年12月に、保護者様宛に、民間事業者による運営に移行する方向性や、サービス向上のために、料金の改定が必要であることについて、説明資料を公開し、アンケートを実施、その結果を、三島市ホームページに公開しております。

現在、よりサービス内容を充実した運営となるよう、指定管理者制度を活用し、事業者からの提案を受け、事業者を選定しているところです。

来年度以降の運営の詳細が決まりましたら、保護者様には速やかにお知らせさせていただきます。」とのこととなります。

もう一つの質問につきましては、「青少年に対する地域社会の見守りによる犯罪や非行の防止、罪を犯した人や、非行した少年の立ち直りを助けるために、みんなで考える機会を多くしたい。」とのご意見がありました。

こちらにつきましては関係各課の方にご意見を伝え、反映させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。報告は以上になります。

教育長

ただいま事務局より9課に渡って、令和3年度の事業報告と、令和4年度の事業計画に

ついて報告がございましたが、時間の都合もございまして要点のみのご報告となりました。何かございましたらここでご意見をお寄せいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

## 委員

ええと、28 ページの5 番ですけれども、今までは「子どもの貧困対策」とかその他で「ヤングケアラー対策」を作っていただきまして、本当にありがたいと思います。

今、全国の中学2 年生で、17 人に1 人がヤングケアラーっていうことの中で、今、私もそれを勉強しているのですけれども、全国的に、福祉・教育の様々な観点からで、どこに課を置いたらいいかっていうことの中で管轄する部署がなかなか定められないってことで、今日のお話の中で、三島の子育て支援課でヤングケアラーの対策っていうことで、当たっていただいておりますようにこれはありがたいと思います。

引き続き、よろしくお願いいたします。

## 教育長

ありがとうございます。

子どもたちのことでありますのでいろいろな課が協力する中で、1 人でも学習ができないとか、苦しい思いをする子がいないように、協力をして進めて参りたいと考えております。

## 社会福祉部長

子育て支援課を所管しております社会福祉部長の水口です。

ヤングケアラーにつきまして比較的、昔からあったんですけれども、最近、ここ数年になってから話題になりだしております。

皆さんご存知だと思いますけれども、なかなか発見するのが難しいと、昔はですね、家庭の問題だから、家庭の中で解決するというような風潮といいますか、だったんですけれども、社会の希薄化とか、高齢化とかいろいろ、晩婚化とか、ありまして、なかなか、解決難しいということで無理をしてといいますか、子どもに負担がいつちゃってるというところで、でも本人は負担を感じてない場合もあったりして、逆に、大丈夫っていう外から何か支援をしてあげようとしても、恥ずかしいとか、ああいうこともあるでしょうし、親の方としても、外に出したくないとか、いろんな理由がありまして、なかなか外からわからないということで、国や県でも、市でも、アンケートをやったんですけど、結果は、それぞれ、まちまちだったりします。

設問の仕方も、いろいろと難しいところがあって、結果もバラバラっていうことになるんですけど、とりあえず、まずヤングケアラーっていうことですね、まだあまり知られていない部分がありますので、そこの周知から始めて研修ですとか、そういったことを関係するいろんな課で、進めていきたいと思っております。

そして、子ども庁も来年度からできますので、国の方も、ある程度、方針をちょっと出してくれると思いますので、それらも動向を勘案しながら、いろいろと総合的に進めて参

りたいと思います。

また皆さんご協力をよろしく願いいたします。

教育長

はい、ありがとうございます。

子どもたちにとって皆さんの目がセーフティネットになりますので、どうぞ委員の皆様もご協力のほどよろしく願いいたします。

委 員

27ページ、「5 子どもの貧困対策」は、どうするのかなってというのが知りたいんですけど、読んでで見ると、「令和2年度からの5年間を計画期間とする」というふうに書いているので、この事業計画も上がってないけれど継続して対策をとっていただけるのかな、そこがちょっとわからないので教えてください。

社会福祉部長

子ども貧困対策につきましては、当然、こちらの28ページには載ってなくて、何かやらないのかなというふうに見えるんですけど、そんなことは当然ございません。子ども子育て支援事業計画、そして、貧困層の中に貧困対策というのを設けております子どもの援護対策ですね、そちらの方でいろいろと事業を進めておりまして、こちらには個別に申し上げるとたくさんあるのですが、これは引き続き、今年度以降も実施して参ります。

#### 1 1 次第6 情報公開

三島警察署生活安全課長の長橋と申します。

本来であれば、署長の出席の予定であったのですが、所用につき欠席をさせていただきました。

この場をお借りしまして深くお詫びを申し上げます。

私の方から、署長の代わりに、管内の少年非行等の情勢についてお話をさせていただきます。

資料の方、1枚用意してもらいました、資料について3枚ありますけども、私が用意させてもらいましたのは、表のついた、1枚三島市青少年問題協議会資料というもので説明をさせていただきます。

まず、昨年のですね、刑法犯特別法犯、少年が犯した、犯罪についての検挙状況なんですけども、昨年中は前の年よりもマイナスの4件ということで、総数にしたら、33件、33人の少年は検挙されたというところでございます。

まず、一番多かったのは、刑法犯、このうち窃盗が17件ということで、もろもろ等が5件、万引き、その他が12件ということで多かったのは窃盗犯罪、それから粗暴犯罪傷害暴行等が5件と、いう状況でございます。

特別法犯につきましては4件ということで、覚せい剤取締法、これが1件、児童買春ポルノ法、これが2件、県条例違反、これが1件ということになります。

少年の児童買春、ポルノ法の2件、というと、皆さん、何かなど、疑問があると思うのですが、この児童買春、ポルノ法というのはですね、先ほどインターネットの方のお話もありましたけども、資料の方の「大麻禁止」と「自画撮り」というカラー刷りの資料ありますけども、この自画撮りと、これはこの児童買春、ポルノ法に抵触して検挙されたと、というような内容です。内容的には自分の裸の写真を、インターネットに挙げた、これは大人がやっても犯罪になってしまうんですけども、わいせつ画像を上げたということで、これが少年だったと、未成年者、18歳未満の少年少女が上げたというところで、検挙されたというところとなります。この犯罪が2件ということとなります。

いずれもこの2件につきましては、三島市内での三島警察署管内での少年が捕まったというわけではありません。インターネットの世界は、本当に、距離的にも遠方の情報がネット上に広がっていることから、たまたま警察署でサイバーパトロールしていた画像が、他県の少年を見つけて、それを検挙したというところとなります。

それでは本年はと言いますと、今年、ちょっとまだ6月末の数字が出てませんので、5月末ですけども、検挙された総数は13人、これ、昨年よりもプラスの3、ということで、刑法犯罪が7件、特別法犯が6件というところで、この特別法犯につきましても、大半が先ほど言った、児童買春、ポルノ法、自画撮り画像、インターネット上にあげての、それで検挙されたのが大半を占めます。

やはり、本当に簡単に、自画撮り画像、これを上げて、それがインターネット上に流出しての、サイバーパトロールでの検挙というところとなります。

さらにこの夏場に向けまして、今、三島警察署として、ちょっと取り組んでいるところは、少年同士の喧嘩・暴行、喧嘩がちょっと増えてきたかなと、見受けられます。

この中で一旦収束、今また第7波なんて言われてるんですけども、コロナ禍が収束して、子どもたちが外に出てきたということで、ちょっと開放感から、このような外での喧嘩が、最近増えてきたかなというところとなります。

続きまして補導状況です。

昨年の少年補導につきましては、276人ということで、前年比マイナスの240人、ということで、大幅に補導された少年は減っております。

やはり先ほどお話しした通り、これもコロナ禍でのステイホームということですかね、自宅での生活が増えてきて、外での出歩きで補導される少年が減ったというところが特徴かなと思います。

内訳で言いますと中学生が40人、うち女子が10人、高校生が70人、女子が15人、大学生が20人、女子が1人、その他の学生が7人、女子が2人、有職少年が107人、女子が16人、無職少年が26人、女子が9人と、いうところで、行為種別、これ中学生・高校生に絞ってのところなんですけども、中学生につきましては、深夜徘徊の16人で一番多かったと、不良交友、喫煙が各9人と、いうところとなります。

続いて高校生の行為種別で言いますと、やはり深夜徘徊が一番多くて、46人、女子が13人、喫煙の10人、女子が0、飲酒は7人、不健全娯楽が4人というのが、昨年の数字となります。

それでは今年はと言いますと、これも、5月末の数字なんですけども、91人の少年少

女が補導されております。

昨年同時期137人ということだったことがマイナス46ということで、令和3年、一昨年よりも昨年は減ったというところなんですけども、さらに昨年よりも、今年は補導されている人数が減っているという状況です。

行為種別にいきますと、深夜徘徊が30人、喫煙が22人、不良行友が19人、飲酒が12人というところがございます。

また本当に、この夏場に向けまして、先ほど言った通り、また少年が外に出て、飲酒するなんていうのも、勤務を通じまして、その情報がよく寄せられてるような状況になってきたということで、ちょっとコロナ禍の、今まで家にこもってたっていうのは、ちょっと外出て、開放感にしたって、ちょっと羽目を外すと、いう案件がちょっと見受けられるかなというところなんです。

続いて青少年問題です。

福祉犯罪被害の状況ということで、これは令和3年中なんですけども、数字の3の(1)のところに、昨年の静岡県内の、福祉犯罪の被害少年ということで数字を挙げさせていただきました。

福祉犯罪被害少年は137人、このうち女子が101人というところなんです。

このうちの性的搾取事犯被害少年、簡単に言えば、性被害にあった少年少女が81人ということで、女子が73人というところなんです。

学職別で言いますと、高校生が56人、中学生が42人、小学生が9人、有職少年が21人で、無職少年が7人と、こういう状況になります。

これら福祉犯罪の背景といいますと、やはり、昔はですね本当に狭い地域の中での犯罪被害というところだったんですけども、先ほどらいある通り、インターネットが普及したというところで、市を跨いで、県を跨いで、全国どこでも、接触ができると、いうところで、広域化してるという状況にあります。

警察の方で懸念してるところが、SNSのトラブルを、先ほどらい、ありましたけども、SNSでの相談となると、警察としては、本当にちょっと捜査が本当に難しい部類の事件でございまして、特にSNS、匿名性が非常に高い、犯罪の痕跡が本当に残りにくい。それから距離的・時間的制約が少ないということで、難しい犯人特定に至るまでは、時間が費やされる、というような類の事案となります。

本当に、各データを、アクセスログだとかそういうのを立てていくんですけども、その保存されている期間というのを、場合によっては3カ月だとか、非常に短い、もうそれ以前のもはもう削除されて無いというところで、それ以前に、被害になったものについては、なかなかたどり着くことができないような状況にあります。

その中で本当に警察として、ちょっと懸念しているところはこの家出先としてSNSで知り合った相手、のところに簡単に行ってしまうと、家に帰ってこない。

当然、親御さんが被害、行方不明届を出すんですけども、こんなところで、昔であれば、その地域の中で解決できていたところがですね、県を跨いでの家出というところが本当に今最近、本当に多くありまして、それ、県を跨いでの、捜査・搜索となると本当にまた、先ほど言った通り、ハードルは幾つも幾つもあると、いうようなところなんです。

家出した少年少女については、簡単な気持ちで、家庭の不満等から、ちょっとおうちに来ないかなんていう甘い言葉で誘われて簡単に出ていってしまう。ということですが、警察とすれば、甘い言葉で声をかけてというところで、対応するのは、誘拐事件という形で対応していきまして、たかが家出ではなくて、誘拐事件としての、大捜査という形で、本当に県警を挙げての捜査・捜索となります。

本当に記憶の新しいところで、昨年浜松方面で中学生がインターネットを通じて、知り合った男性と、家出の果てに、自殺願望があったということで、悲しいことにご遺体で見つかった、というようなところもありますというところで、今一番警察で懸念しているところは、このインターネット等を通じての家出事案というところで、ぜひまた関係機関、それからPTAの方を含めて、このインターネットの使い方、扱い方、これによって家出したらどうになってしまうのかというところを、もう一度この夏休み前に、問題として取り上げていただけたらと思います。

最後、警察としてはサイバーパトロールというのをやっております。

常時、インターネットの中で、わいせつ画像であったりだとか、いろんな犯罪に繋がりのような情報を求めてまして、その中で、犯罪に繋がっていくものは、どんどん検挙して、それよりも先に進まないような形で、それが少年であれば、少年を立ち直らせるという趣旨で、事件対応としているような状況でございます。

以上は、三島警察署管内の犯罪情勢というところなんですけども、ちょっと最後に、もう一つ、ちょっと宣伝というところですけども、この静岡県警察官・行政職員の募集というところで、今、本当に警察官のなり手というのは、本当に少なく、倍率にして、もう2倍とか3倍とかって、そんな状況になってきております。

ぜひ、多数の方に応募していただいて、多くの警察官を治安の維持のために採用したいと、県警挙げて取り組んでおります。このチラシの通り、またもう、今週からですかね、警察官大学卒業の募集も始まって参りますので、ぜひ周りに警察官になりたいよなんていう方がおりましたら、三島警察署まで、警務課までいっていただければ、内容的にご説明させていただきますので、ぜひまたそういう方をいたら紹介していただきたいなと思います。

私の方からは以上です。

## 教育長

長橋課長様、ありがとうございました。

ただいま青少年問題に関する様々な現況について伺いましたけれども、先ほどのスマホやSNS数の絡んだ、問題が、案件が多いというふうなこともよくわかりました。

改めて子ども一人一人が情報モラル教育をしっかりと身につけるといことの大切さを感じたところですが、皆様から何かございましたら、お受けいたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

それでは本日の全体を通しましてですね、どのようなご意見でも結構でございますのでお出しただけたらと思いますが、いかがでしょうか。



それではまた何かございましたら事務局へ、ご意見をお寄せいただければ、回答させていただきます。と思っております。

**【質疑応答】** 特になし

これで協議会は終わりにしたいと思いますけれども、委員の皆様には本当に長時間にわたり、ご熱心に協議会にご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

いただいたいくつかのご意見を、今後の参考にさせていただきます。第2回の協議会、或いは青少年の健全育成につなげて参りたいと考えております。

本当に今日はありがとうございました。

12 閉 会